

軽自動車検査協会からのお知らせ

## 軽自動車検査協会検査事務規程の一部改正について

軽自動車検査協会より、検査事務規程の一部改正がありましたので、お知らせいたします。

なお、一部改正の詳細につきましては、軽自動車検査協会のホームページにて公開されておりますのでご参照ください。

改正理由、改正概要及び施行日については次のとおりです。

### 1. 改正理由

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程の一部改正に伴い所要の改正が必要なため、軽自動車検査協会検査事務規程の一部改正を行います。

### 2. 改正概要

(1) 独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程の一部改正に伴う改正

○独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程（以下、審査事務規程という。）第63次改正により別添2新規検査等書面審査要領の構成等が見直されたため、当協会で準用する読替え規定等所要の改正を行います。

○審査事務規程第63次改正により別添3並行輸入自動車審査要領の構成等が見直されたため、当協会で準用する読替え規定等所要の改正を行います。

(2) その他、書きぶりの適正化等所要の改正

### 3. 施行日

令和7年4月1日

検査事務規程の全文は軽自動車検査協会ホームページに掲載しています。

(<https://www.keikenkyo.or.jp>)